

西欧中世文書の史料論的研究：平成22年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

丹下，栄
下関市立大学経済学部：教授

梅津，教孝
福岡大学：非常勤講師

津田，拓郎
東北大学大学院文学研究科：専門研究員

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932629>

出版情報：2011-03
バージョン：
権利関係：

両ブルゴーニュにおける公証 —ブルゴーニュ公国形成期を中心に—

中堀博司

はじめに

本稿は、ヴァロワ家ブルゴーニュ公国（1384-1477年）の南部の領域ブロック、特に地政学的にも緊密な関係にあったブルゴーニュ公領およびブルゴーニュ伯領（＝「両ブルゴーニュ」）を対象に、「公証」*の在り様を概括的に整理したものである。具体的には、公証史料の伝来状況および研究史の概観、加えて筆者に親しみのある行政文書を素材とした若干の分析である。

まず前提として、公証制度が北フランスでは教会裁治権下で先行して発達したことから、両ブルゴーニュにおける世俗支配領域と教会管区との関連を確認しておかなければならない。ブルゴーニュ公領はフランス王国に属し、領域的変遷が著しいことを除けば概ね現在のブルゴーニュ地方にあたり、旧ラングル（南部）、オタン、シャロン、（後に）マコンの各司教区に跨っていた。公領の首都ディジョンはラングル司教区に含まれており、こうした中で、後述するようにブルゴーニュ公の世俗の権能に基づく公証が早期に進展したことを特徴として指摘できる。他方、神聖ローマ帝国に属したブルゴーニュ伯領は、現在のフランシュ＝コンテ地方にあたり、旧ブザンソン司教区にほぼ重なると言ってよい。但し、13世紀の神聖ローマ帝国における大空位やフランス王フィリップ4世による征服などもあって、同世紀以降、益々ドイツ側からの影響力は弱まるとともに、フランス側のブルゴーニュ公の影響力が強まって、既に14世紀前半には婚姻を通じた（第一次）併合期もあった。ブルゴーニュ公国形成初期では、帝国都市であり司教座であった伯領内飛地のブザンソンにおける旧来の教会裁治権が、ブルゴーニュ伯（＝公）の中心都市ドルを軸とする世俗権力による公証と競合・併存するようになる。

フランス全般にかかわる公証制度についてここで詳述する余裕はないが、中世後期に関して付言しておく、B.グネやR.フェドゥラの司法制度・司法役人研究の一貫として対象地域単位では論及されてきた。しかしあくまで管見の限りでは、同制度に関する研究が着実に積み上げられた印象は薄く、近年「死の社会史」の基礎にある遺言書分析で言及される程度と思われる（例えば、M.-Th.ロルサンによるリヨン地方の研究）。全般的な議論も、20世紀前半以前の古典的考察を除けば、近年では中世についてはR.-H.ボティエ（1989年）、近世についてはJ.-Y.サラザン（2002年）などごく少数の総括がみられるのみである。もちろん、この点での筆者の調査は全く網羅的ではなく、本報告集の他の報告によって十分補完されるものと信じている。

また、両ブルゴーニュに関しても、一部を除けば、それ程研究の蓄積があるとは言えず、唯一のモノグラフィがJ.シモネによる古典（1864年）である。その他、起源と総括についてはJ.リシャル（1954年、1984年）による検討と、この制度自体の研究ではないが、公証記録の人名同定における利用価値の高さを活かしたTh.デュトゥールによるディジョン都市名望家研究（1998年）が指摘できる程度である。とはいえ、個別論文の素材として公証記録が広範に利用されていることは間違いなからう。

さて、本論に入る前に、ここでの考察の前提となるボティエによるフランス中世における

公証制度の展開に関する整理をみておきたい。ボティエが注目するのは、何よりもまず北仏の慣習法地域と南仏の成文法地域による差異である。つまり、イタリアや地中海世界に倣った南仏の「公証人の自署による公証人制度」(notariat public sous le seing manuel du notaire)に対し、ボルドー=ジュネーヴ・ラインより北部は「印章に基づく公証制度」(tabellionages sous le sceau)が特徴とされ、さらに北仏は5つに分類される。即ち、①都市（・農村）当局に基づく公証、②世俗・教会の封建的諸権威に拠る印章を付した文書、③教会裁判権、特に教会判事の下での非訟事項管轄権*（教会訴訟外裁判権）、④フランス王権のパリ・プレヴォ（シャトレ）文書、⑤公的権威の印章を付した「公証文書」(actes des tabellionages sous le sceau des autorités publiques)である。そして、この⑤が13世紀末以降、古いシステムを浸蝕し、近世に入って国王の公証制度のなかで南仏の「公証人制度」と融合しつつも、作用と進展によってかなりの地域差が残るといえるものである。

1. 両ブルゴーニュにおける公証制度

1-1. 公証関連の伝来史料

両ブルゴーニュでまとまった公証記録として、ブルゴーニュ公領首都ディジョンに置かれた「公証役場」(chancellerie au siège de Dijon)に伝来した100余りの「登記簿」(registre ; protocole ; minutier)*をまず指摘しなければならない。ディジョンのコート・ドール県文書館には「ディジョン会計院文書」(ADCO, série B 1-12067 : Fonds de la Chambre des comptes de Dijon)が史料体として伝来するが、そのうちB 11219-11220が証書類を含む断片 (épaves des archives de la Chancellerie au siège de Dijon, comportant quelques titres et papiers ; 1310-1392, 1405-1448) で、B 11221-11387bisが公証文書のいわば「台帳」(protocoles de notaires de 1310-1477, pour la plupart de la ville de Dijon) となっている。ブルゴーニュ公領ではディジョン公証人*の登記簿が部分的に残されただけで、その他に1420年から1460年にかけてシャロン=シュール=ソーヌに定着した公証人の登記簿がソーヌ=エ=ロワール県文書館(マコン)に若干数、また、岡崎氏によればヌヴェールにも残されているとのことである。他方、ブルゴーニュ伯領については、ブザンソン司教区教会判事による約8,000件の遺言書(1255~1680年)の刊行史料集は知られているが、公証人(公正証書作成者)側のまとまった史料伝来は恐らくないと思われる。但し、改めての包括的な調査が必要である。

1-2. ブルゴーニュ公の公証制度

ブルゴーニュ公の公証制度の起源については、上述のようにリシャールがブルゴーニュ公領形成史の著名な学位論文で検討しており、ここではそれに拠って整理しておきたい。北仏で教会判事(official)による非訟事項管轄権が先んじて展開し始めるなかで、1271年に公ユグ4世(Hugues IV)がフランス南東部の事例を参考に導入したのが最初とされる。関係当事者が、文書に「(ブルゴーニュ)公法廷の印章」(sceau de la cour ducale)を付してもらい、法廷判決同様に契約条項を遵守する旨を誓ったという。この公証制度は、1275年以降本格的に展開し、都市毎に置かれた「公証人」(notaire)が文書を受理し、「印章管理人」(garde du sceau de la cour)によって法廷(裁判所)印が付された。1286年には執達吏(sergent)が置かれ、その後すぐに「補佐人」(coadjuteur)*も現れ、公証人は自らが証書を作成する元になる原簿を後者に作成させた。14世紀初めには、「garde du sceau」が「chancelier」の称号を持ち、この「garde du sceau」が主宰する「chancellerie aux contrats」の法廷は、早期に評議会や裁判法廷と区別され、

文書の履行(exécution des actes)から生じる紛争を裁くようになった。当初一つであった法廷は、その後6つにわかれ、1320年以来、「lieutenant du chancelier」、続いて「garde des sceaux」の存在が史料上にみられるようになる。このように、非訟事項管轄権に関する権限を、尚書(chancelier)に替わって「尚書代理」(gouverneur de la chancellerie du duché)が実質的に保持するようになる。

以上の制度的進展の結果、公証役職の階層性は次のようになる。即ち、名目上の責任者は尚書(chancelier)であるが、事実上、しばしば法学学位取得者(licencié en droit)である尚書代理がこれを代行し、巡回裁判に参与した上で、手数料や罰金等の徴収を行った(年俸は200~100フラン)。さらに、この証書代理の下、公領主要都市(Dijon ; Beaune ; Semur-en-Auxois ; Chalon ; Autun ; Châtillon-sur-Seine)毎に、印章管理人(garde des sceaux ; lieutenant du chancelier)が置かれ、ヴァロワ家治世からは三つの印型(大・小および裏)が保持された。こうして、証書作成を、基本的に各主要都市1名の「公証人」(tabellion ; notaire ; cleric juré de la cour du duc)が担い、原簿の作成を都市毎に複数名置かれた「公証人補佐」(coadjuteur)が請け負うことになる。ディジョン会計院の『覚書』には、これら公証役人の就任時宣誓の記載がみられる。まず、尚書代理(gouverneur de la chancellerie du duché de Bourgogne)、次に、印章管理人(garde des sceaux de la chancellerie de X)ないしは尚書代行官(lieutenant du chancelier au siège de Y)、さらに、「公証人(書記)」(clerc de la chancellerie au siège de Z ; tabellion de XX)である。

次に、このブルゴーニュ公の権能に基づく「公印」(sceau aux contrats)をみてみよう。これについては、P.グラによる先行研究に依拠するが、カペ家ブルゴーニュ公期、王領併合期、ヴァロワ家ブルゴーニュ公期の各時期で変化がみられる。ヴァロワ期には3つの印型が使用された。「印章大」(grand sceau)、「印章裏」(contre-sceau)、「印章小」(petit sceau)であり、銘文は各時期に従って以下の通りである。

印章表	印章裏
(カペー期)	
SIGILLVM CVRIE DVCIS BVRGVNDIE	CONTRA-SIGILLVM CVRIE DVCIS BVRGVNDIE
(併合期)	
SIGILLVM CVRIE DVCATVS BVRGONDIE	CONTRA-SIGILLVM CVRIE DVCATVS BVRGONDIE
(ヴァロワ期)	
SIGILLVM <u>MAGNV</u> M CVRIE DVCIS BVRGVNDIE (大)	CONTRA-SIGILLVM CVRIE DVCIS BVRGVNDIE
SIGILLVM <u>PARV</u> VM CVRIE DVCIS BVRGVNDIE (小)	

1-3. ブルゴーニュ伯領

ブルゴーニュ伯領の公証制度については、それ程研究が進展しているとは言えず、概して先行するブザンソン司教区判事による教会裁判権にブルゴーニュ伯(=公)の世俗裁判権が対置され、競合と併存の状態となる。管見の限り、注目に値するのはJ.トゥーロによるドル都市史研究(1998年)の一環で論及されたもので、1369年から1479年までの間で、40名のドルの公証人(tabellion ; tabellion général)が、バイイ管区会計簿や教会関連文書から抽出されている。従って、いわば公証人側に残されたまとまった記録からではなく、作成され受益者にわたった公正証書そのものから得られた情報である。公証人およびその補佐の若干のプロフィールにも言及され、都市全体史の一部に組み込まれている。中には商取引や行政に関与しつつ、

かなりの財を成した者がいたことが明らかにされている。

2. デイジョン公証人登記簿の性格

2-1. 史料の性格

両ブルゴーニュにおいては、ブザンソン大司教区教会判事による遺言書を除けば、恐らくまとまった史料として伝来するのは、デイジョン公証役場のもののみで、それ以外では、個々散在する公正証書それ自体しかないように思われる。そこで上述したデュトゥールの研究に依拠して、史料の性格・内容に言及したい。

最初の登記簿 (ADCO, B 11221) は1310年から1312年に及ぶもので、年単位では1337年以降、継続性がある。デイジョンの「公証人」(notaire)は、二つの法廷、つまり「(ブルゴーニュ) 公の法廷」(cour du duc)および「ラングル(司教区教会判事)法廷」(cour de Langres)で、ブルゴーニュ公とラングル司教のそれぞれの名の下で証書を作成した。時に双方の印章が付されることもあったようで、登記簿にはそれらが混在するが、伝来するのは基本的に公の権能に基づくものである。言語は、ラテン語とフランス語の併用で、姓・名・付加名、住所、出身、称号、親族関係、財産の場所および性格等々がこの史料から判明するため、プロソポグラフィの不可欠な素材とされる。デュトゥールは、デイジョンおよびその住民にかかわる、主に1347年から1384年までの間の2,592件の項目を抽出して分析を行っている。もっとも必要な場合にのみ「安全」のために登記を行うので、内容的に偏りがあることも指摘される。

2-2. 内容

登記簿の内容は以下の通りである。

借用証・領収証(reconnaissances de dettes et quittances)	497 件	(19.17%)
商品売買(ventes de marchandises)	440	(16.97)
家畜賃貸借(baux à cheptel)	314	(12.11)
不動産売買・長期賃貸借(ventes de biens immeubles et baux emphytéotiques)	307	(11.84)
不動産賃貸借(baux de biens immeubles)	210	(8.10)
「家」文書関連(actes de famille)	192	(7.40)
[うち、婚姻contrats de mariages (88件)、相続successions (85件)、遺言書testaments (8件)ほか]		
手工業関連(artisanat)	154	(5.94)
仲裁、同意、弁護士雇用(compromis arbitraux, accords, engagements d'avocats)	133	(5.13)
永代ラント(rentes perpétuelles)	97	(3.74)
委任状(procurations)	81	(3.12)
公的雇用・収入に関する文書(actes relatifs aux emplois et revenus publics)	39	(1.50)
不動産交換・贈与、境界にある財産に関する合意(échanges et donations de biens immeubles, accords sur des biens mitoyens)	25	(0.96)
その他雑多(divers)	103	(3.97)
計	2592	(100.00)

以上の内訳から、「借用証・領収証」、「商品売買」、「家畜賃貸借」の各項目をあわせるとほぼ半数となり、さらに不動産関連項目が続くことがわかる。一方、このブルゴーニュ公領側で独特と思われるのは、遺言書など「家」文書関連の項目が少ないことである。

3. ブルゴーニュ公 (=伯) の行政現場にみる公証文書

前節のように公証文書の内訳としては借用証・領収証が最も多かったが、筆者が別稿で若干論じる機会をもった素材を用いて、両ブルゴーニュで公証がどのように進展していたかを考えてみたい。実際、筆者自身のこれまでの史料蒐集から得た感触では、会計簿はもとより、その会計簿の証拠書類となる領収証が驚くほど多く伝来しているのである。

ここで取り上げる事例はブルゴーニュ伯領のある貴族家門がブルゴーニュ伯 (=公) から得ることになった定期金封25リーヴル (エティエンヌ貨) の授受に絡んだもので、以下の事件にまつわる公 (=伯) 行政と同貴族ユズィエ家父子とのやりとりである。

旧来、ユズィエ家は、サランの製塩所グランド=ソヌリにおけるトネール伯 (旧ブルゴーニュ伯家傍系筋) の相続分から25Lのラントをサランの役人を通じて受領したが、これら (相続分やラント) は「封」であったため、君主への臣従礼が要件であった。1404年に第2代ジャン・サン・プールが父フィリップを継いで公 (=伯) となったが、1407年にトネール伯が相続分を没収される事件を起こし、ユズィエ家当主ピエールは公が (この場合伯として伯領内に即位後初めて) 来訪した際 (1409年) に、臣従礼をしなければならなかったが、病のためそれを逸し、なおかつ没してしまう。その結果、ラントの支給が差し止めになり、これに何とか安堵してほしい旨を請願し、その特赦状から始まる10通の関連文書がまとめてディジョン会計院に保存され、現在ディジョンのコート・ドール県文書館に所蔵されている。

まず指摘しなければならないことは、この10通の文書には、コピーと製塩所内部調査書は別として基本的にすべてに印章が付されている点である。これは、まさに北仏において印章が公的効力を担保したことを裏づけている。しかしながら、これら10通すべてに署名が付されている点も見逃せない。特に10通中、2通はほぼ同様の単純な受領 (領収) 証で、平騎士ユグナン・デュズィエ (子) が公=伯の役人であるサラン財務官ユグナン・パサールから25Lのラントを受領したことを証明したものである (ADCO, B 11397)。その末尾には次のようにある。即ち、「[···] (新暦) 1414年2月8日、この証拠として、私 [平騎士ユグナン] の請求による下記の公証人の自署とともに私自身の印章を当該文書に付した。」([...] *En tesmoing de ce, j'ay seellé ces presentes de mon propre seel cy mis avec le soing manuel du notaire cy apres subscript, y mis a ma requeste, le huitieme jour du mois de fevrier l'an mil quatre cens et traze.*) [署名] 「R.シメクル」(R. SIMAICLE)

このR.シメクルという公証人は、この2通のほか、平騎士ユグナンの亡き父ピエールが生前にブルゴーニュ公=伯に対して誠実誓約を行う前にパイイに対して行った誠実宣誓および財産申告について、その証書の照合済謄本をも作成した。ともかく、ここには、受領証に自らの印章を付すだけでは不十分なことがはっきりと示されているのである。

さらに、特赦状から始まるこの一連の文書の最後には、会計院からの命令を受けて、改めて平騎士ユグナンによる受領確認の証書がみられる。この文書の末尾には以下のように記されている。即ち、「[···] 真実の証として、私 [平騎士ユグナン] は懇願し請求して上述の

我ブルゴーニュ公殿の印章を得た。この印章は、ブルゴーニュ伯領一般公証人ジャン・ヴァンサンがサラン法廷で使用するもので、1414年4月19日、当該文書に付された。」([...] *En tesmoignage de verité, j'ay prié, requis et obtenez le seel de monditseigneur de Bourgoingne, du quel l'on use en ses ville et court de Salins par Jehan Vincent, tabellion general ou conté de Bourgoingne, estre mis ad ces presentes lettres faictes et donnees, le XIX^e jour d'avril apres Pasques l'an mil quatre cens et quatorze.*) [署名] 「J.ヴァンサン」(J. VINCENT)

ここでは、ブルゴーニュ公=伯の印章を得るために公=伯の公証役人の自署が必要とされていることを見逃してはならない。上述したように、印章を得る前段階において公証人の介入とその署名が不可欠となっていたのである。

おわりに

この拙い小稿を終えるにあたって、若干の見通しだけ記しておきたい。

まず、両ブルゴーニュにおける公証制度研究自体がかなり断片的であり、それは史料の伝来状況に拠る部分が大きいように思われる。実際、まとまった公証関連史料は、ディジョン公証役場のもののみである。それでは、公証制度の発達自体が遅れていたのだろうか。確かに、本研究会でも報告がなされたイタリアや低地地方などの経済的先進地域では、公的保証を担保する都市や公証人の許に大量の公証記録が伝来しており、それと比較すると、伝来史料が少ないこと自体を捉えてもかなり見劣りするとは否定しようもない。しかしながら、若干の分析にみたように、公正証書である領収証それ自体は公証人の手から離れて膨大な量が散在しているのであり、都市と農村の人口の多寡を斟酌すると、こうした農村社会にすらも、公証制度、つまり、諸々の契約の公的權威に基づく担保が必要とされる世界が厳然と存在し、広範な広がりを見せていたことがわかる。言い換えれば、史料伝来の在り様が公証制度の実態を見えにくくしているようにも思われる。

次に、冒頭で触れたポティエの整理、つまりフランスにおける「北の印章」と「南の自署」という二分類については、勿論多様性は夙に指摘された通りであるが、フランス中東部に位置する両ブルゴーニュにおいては、印章が法的効力を担保する背景には署名の慣行が既に広がっており、「公証人」（厳密には«notaire»をここでそう訳すべきではないということは措くとして）の自署こそが意味をもつ社会は目前にあったと言うこともできよう。つまり、印章を付すに至るまでの仲介者=公証人の役割こそが既に重要な存在をなしており、その署名こそがむしろ必要とされていたように思われるのである。

最後に、教会裁判権と世俗裁判権との競合・併存についても、結局、こうした教会や諸侯の公的權威に基づく業務の下請けを行う職業としての「公証人」が現れ始めた時点から、現実においてはそれ程矛盾することもなかったのではないだろうか。この点、職業としての「公証人」の発生と実態の社会的背景をさらに追究することこそが重要な課題であろう。

* [付記] 研究会当日の質疑では、「公証(人)」・「公証人補佐(人)」・「登記(簿)」・「非訟事項管轄権」・「法廷」等々の表現に関して疑義が呈せられ、用語法については筆者も改めて検討する必要があると痛感している。関係諸氏には謝意を表するとともに、ここで改善されなかった点については、今後の課題としてご海容頂きたい。

主要参考文献

略号・略記

ADCO Archives départementales de la Côte-d'Or (Dijon)

史料・基礎文献

- (1) ADCO, B 15 (1386-1446) : 1er registre des « memoriaux » de la Chambre des comptes de Dijon. (デジタル・ディビジョン会計院『覚書』第1巻、1386-1446年。)
- (2) ADCO, B 11397 (1254-1656) : pièces diverses concernant les rentes et revenus sur les salines, affaires particulières. (サラシ製塩所関連のラント・収入に関する個別の諸文書、1254-1656年。)
- (3) BAUTIER, R.-H. / SORNAY, J. (éd.), *Les sources de l'histoire économique et sociale du Moyen Age. Les Etats de la maison de Bourgogne*, vol. I, *Archives centrales de l'Etat bourguignon (1384-1500)*. *Archives des principautés territoriales*, fasc. 1, Paris, CNRS, 2001, en particulier p. 164-166.
- (4) CHAMPEAUX, E., *Les ordonnances des ducs de Bourgogne sur l'administration de la justice du duché avec une introduction sur les origines du Parlement de Bourgogne*, Dijon, 1907 (RB, t. XVII ; réimpr., Genève, Megariotis, 1978).
- (5) CHAMPEAUX, E., *Ordonnances franc-comtoises sur l'administration de la justice (1343-1477) avec une introduction sur les sources, la rédaction et l'influence de ces ordonnances*, Dijon, 1912 (RB, t. XXII).
- (6) *L'écriture au Moyen-Age en Bourgogne, IXe-XVe siècles*, *Cahiers du Service éducatif des Archives de la Côte-d'Or*, No 1, Archives départementales de la Côte-d'Or, 1988, 47 p.
- (7) PLANCHER, Dom U. / MERLE, Dom Z., *Histoire générale et particulière de Bourgogne*, Dijon, 1739-1781 (2e éd., Paris, 1974), 4 vol.
- (8) RIGAULT, J., *Guide des Archives de la Côte-d'Or*, Dijon, 1984.
- (9) ROBERT, U., *Les testaments de l'Officialité de Besançon*, Paris, 1902-1907, 2 vol. (*Coll. de documents inédits sur l'histoire de France*).
- (10) ROSSIGNOL, Cl. / GARNIER, J., *Inventaire-Sommaire des Archives départementales antérieures à 1790. Côte-d'Or : archives civiles, série B*, Paris, Dupont ; Dijon, Darantière, 1863-1894, 6 vol. (t. 1-5, *Chambre des comptes de Bourgogne, nos. 1-12067* ; t. 6, *Parlement de Bourgogne, nos. 12068-12269*).

研究文献

- (11) BAUTIER, R.-H., L'authentification des actes privés dans la France médiévale. Notariat public et juridiction gracieuse, dans *Notariado público y documento privado, de los orígenes al siglo XIV. Actas del VII Congreso internacional de diplomática (Valencia, 1986)*, Valencia, 1989, t. II, p. 701-772 (repris dans id., *Chartes, sceaux et chancelleries. Etudes de diplomatique et de sigillographie médiévales*, Paris, Ecole des chartes, 1990, p. 269-340).
- (12) COCKSHAW, P., *Le personnel de la chancellerie de Bourgogne-Flandre sous les ducs de Bourgogne de la maison de Valois (1384-1477)*, Kortrijk-Heule, 1982 (*Anciens pays et assemblées*

- d'Etats*, LXXIX).
- (13) DUTOUR, Th., *Une société de l'honneur. Les notables et leur monde à Dijon à la fin du Moyen Age*, Paris, H. Champion, 1998.
- (14) FÉDOU, R., *Les hommes de loi lyonnais à la fin du Moyen Age. Etude sur les origines de la classe de robe*, Paris, Les belles lettres, 1964 (*Annales de l'Université de Lyon*).
- (15) GUENÉE, B., *Tribunaux et gens de justice dans le bailliage de Senlis à la fin du Moyen Age (vers 1380-vers 1550)*, Strasbourg, Publ. de la Faculté des lettres de Strasbourg, 1963.
- (16) GRAS, P., Etudes de sigillographie bourguignonne, *Annales de Bourgogne*, t. 23, 1951, p. 194-201, 287-295.
- (17) LORCIN, M.-Th., « D'abord il dit et ordonna... ». *Testaments et société en Lyonnais et Forez à la fin du Moyen Age*, Lyon, PUL, 2007 (*Collection d'histoire et d'archéologie médiévales*, 18).
- (18) RICHARD, J., *Les ducs de Bourgogne et la formation du duché du XIe au XIVe siècle*, Paris, Les Belles Lettres 1954 (rééd., Genève, Slatkine, 1986).
- (19) RICHARD, J., Les institutions duciales dans le duché de Bourgogne, dans LOT / FAWTIER (dir.), *Histoire des institutions françaises au Moyen Age*, t. I, *Institutions seigneuriales*, Paris, 1957, p. 209-247.
- (20) RICHARD, J., La chancellerie des ducs de Bourgogne de la fin du XIIe au début du XVe siècle, dans *Landesherrliche Kanzleien im Spätmittelalter. Referate zum VI. internationalen Kongress für Diplomatie (München, 1983)*, I, München, Arbo, 1984, p. 381-413 (*Münchener Beiträge zur Mediävistik und Renaissance-Forschung*, 35).
- (21) SARAZIN, J.-Y., L'historien et le notaire : acquis et perspectives de l'étude des actes privés de la France moderne, *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, t. 160, 2002, p. 229-270.
- (22) SIMONNET, J., Le tabellionage en Bourgogne (XIVe et XVe siècles), *Mémoires de l'Académie des sciences, arts et belles-lettres de Dijon*, 1864, p. 1-147.
- (23) THEUROT, J., *Dole, genèse d'une capitale provinciale des origines à la fin du XVe siècle. Les structures et les hommes*, Dole, 1998, 2 vol. (*Cahiers Dolois*, nos. 15-15bis).
- (24) VAN NIEUWENHUYSEN, A., *Les finances du duc de Bourgogne Philippe le Hardi (1384-1404). Économie et politique*, Bruxelles, Ed. de l'Univ. de Bruxelles, 1984.
- (25) ブノワ=ミシェル・トック「西欧中世の私文書（10-13世紀）」（岡崎敦訳・解題）、『史淵』144、2007年、77-107頁。
- (26) 岡崎敦「パリ司教と教会訴訟外事項裁治権（12世紀）」『七隈史学』4、2003年、190-206頁。
- (27) 岡崎敦「教会訴訟外裁治権の形成（12世紀）—パリ司教文書の分析—」『史淵』147、2010年、141-171頁。
- (28) 河原温「中世後期ネーデルランド都市の公証人 —その社会的位置をめぐって—」『比較都市史研究』8-2、1989年、15-30頁。
- (29) 清水廣一郎「中世イタリア都市における公証人 —民衆の法意識との関連で—」、同『イタリア中世の都市社会』岩波書店、1990年、45-65頁。
- (30) 徳橋曜「中世イタリアにおける公証人の社会的位置づけ」『公証法学』36、2006年、47-75頁。

- (31) 中堀博司「中世後期ブルゴーニュ公国南部における諸侯直轄領の管理 —サランの封＝ラントをめぐって—」『法制史研究』53、2004年、1-46頁。
- (32) 中堀博司「領邦の記憶 —ブルゴーニュ公国南部におけるオフィシエ（1386-1435年）—」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像 —史料と理論の対話—（森本芳樹先生古稀記念論集）』九州大学出版会、2004年、235-263頁。
- (33) 中堀博司「中世後期フランスにおける領邦会計院の成立 —ディジョン会計院を中心に—」、『西洋史学論集』46、2008年、59-80頁。
- (34) 山田雅彦「中世北フランス・ネーデルラントにおける都市当局による私法行為に関わる文書業務の拡大とその歴史的意義 —ドゥエの事例を中心に—」（平成15～17年度科研費・基盤研究B（2）研究成果報告書）『西欧中・近世における国家の統治構造と機能』（研究代表者・神寶秀夫）、2006年、44-53頁。